

千葉県立野田看護専門学校自己点検評価規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校（以下「本校」という）学則第4条の規定に基づき、本校の設置目的及び教育理念を果たすために、学校運営や教育活動等自己点検・自己評価が適切に行われ、その結果が本校の一層の活性化、発展のために活用されるよう自己点検評価について、必要な事項を定める。

(自己点検評価委員会の設置)

第2条 学校の自己点検評価実施に関して、必要な事項を審議するため、自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 自己点検評価実施の方針策定、進行管理等に関すること。
- (2) 自己点検評価の集計・分析に関すること。
- (3) 自己点検評価の結果の公表に関すること。

3 委員会は、校長を委員長とし、校長が教職員の中から指名する委員（10名程度）により組織する。なお、委員長に事故あるときは、副校長（技）がその職務を代行する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催し、委員長が議長となる。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の教職員等の出席を求めることができる。

9 委員会の庶務は、庶務教務課が行う。

(自己点検評価項目)

第3条 学校の自己点検評価項目は、次に掲げる項目とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、これらのうちから数項目又は別の項目を選んだ上、先行して自己点検評価を実施できるものとする。

- (1) 教育目的等
- (2) 教育課程
- (3) 教育活動（授業評価を含む。）
- (4) 経営管理
- (5) 入学
- (6) 卒業・就業・進学
- (7) 地域社会
- (8) 研究
- (9) その他校長が必要と認める事項

(自己点検評価の実施)

第4条 自己点検評価は、委員会で別に定める役割分担に従って、全教職員が実施するものとする。

2 前項に規定する自己点検評価の実施結果については、役割分担ごとの代表者が、取りまとめて委員会に提出する。

3 委員会は、提出された自己点検評価結果を参考にして、学校の自己点検評価書として最終取りまとめの上、校長に提出する。

(改善努力)

第5条 校長は、学校の自己点検評価書を受けて、これを全教職員に周知し、必要な改善努力をする。

(その他)

(実施結果の公表)

第6条 学外への公表は、公表の内容、方法等について自己点検評価委員会で協議し行うものとする。

(学校関係者評価の実施)

第7条 学校関係者の実施については、別に定める学校関係者評価の実施に関する要綱に基づき行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月8日から施行する。